

関税率表解説改正

新	旧
<p>47.06 古紙パルプ及びその他の纖維素繊維を原料とするパルプ</p> <p>4706.10 - コットンリンターパルプ</p> <p>4706.20 - 古紙パルプ</p> <p><u>4706.30 - その他のもの（竹製のものに限る。）</u></p> <p> - その他のもの</p> <p>4706.91 - - 機械パルプ</p> <p>4706.92 - - 化学パルプ</p> <p>4706.93 - - セミケミカルパルプ</p> <p>（省略）</p>	<p>47.06 古紙パルプ及びその他の纖維素繊維を原料とするパルプ</p> <p>4706.10 - コットンリンターパルプ</p> <p>4706.20 - 古紙パルプ</p> <p>（新規）</p> <p> - その他のもの</p> <p>4706.91 - - 機械パルプ</p> <p>4706.92 - - 化学パルプ</p> <p>4706.93 - - セミケミカルパルプ</p> <p>（省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p style="text-align: center;">第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 この類には次の物品を含まない。 (a) ~ (m) (省略) (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (<u>主として第14部又は第15部に属する。</u>) (o) ~ (p) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布しない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であって、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全纖維重量の<u>50%</u>以上で、パーカーブリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超えるか、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下のものをいう。</p> <p>5 ~ 8 (省略)</p> <p>9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。 (a) (省略) (b) (省略) (c) (省略)</p> <p>紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、<u>第48.23項</u>に属する。</p> <p>10~12 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">類の範囲</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>() 各種の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース纖維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限る。） (A) (省略) (B) 48.06項から48.11項までには、ある種の特殊な紙及び板紙（例えば、硫酸紙、耐脂紙、及び張り合わせた紙）並びに各種の処理（塗布、図案印刷、線引き、染み込み、コルゲート加工、ちりめん加工、型押し及びせん孔など）がされた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロースのウェブを含む。<u>48.11項</u>には</p>	<p style="text-align: center;">第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 この類には次の物品を含まない。 (a) ~ (m) (省略) (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (<u>第15部参照</u>) (o) ~ (p) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布しない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であって、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全纖維重量の<u>65%</u>以上で、パーカーブリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超えるか、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下のものをいう。</p> <p>5 ~ 8 (省略)</p> <p>9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。 (a) (省略) (b) (省略) (c) (省略)</p> <p>紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、<u>第48.15項</u>に属する。</p> <p>10~12 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">類の範囲</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>() 各種の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース纖維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限る。） (A) (省略) (B) 48.06項から48.11項までには、ある種の特殊な紙及び板紙（例えば、硫酸紙、耐脂紙、及び張り合わせた紙）並びに各種の処理（塗布、図案印刷、線引き、染み込み、コルゲート加工、ちりめん加工、型押し及びせん孔など）がされた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロースのウェブを含む。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p><u>、また、紙又は板紙をもととしたある種の床敷きも含む。</u> (省略)</p> <p>() 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート(48.12)並びに製造たばこ用巻紙(特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。)(48.13)並びに壁紙その他これに類する壁面被覆剤(類注9に規定するもの)及びグラスペーパー(48.14)</p> <p>() (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>() 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート(48.12)並びに製造たばこ用巻紙(特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。)(48.13)並びに壁紙その他これに類する壁面被覆剤(類注9に規定するもの)及びグラスペーパー(48.14) <u>並びに紙又は板紙をもととした床敷き(特定の大きさに切ってあるかないかを問わない。)</u> (48.15)</p> <p>() (省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>48.02 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙</p> <p>（省略） （削除） （省略）</p> <p>この項には、この類の注5の規定により、手すきの紙及び板紙のほか、次の物品を含む。</p> <p>（A）原紙。例えば、次のようなものがある。</p> <p>（1）（省略） （2）<u>ワンタイムカーボン紙その他のカーボン紙用のカーボン原紙（薄くて引き裂きにくい紙で、用途により1平方メートルにつき9グラムから70グラムの重量のもの）</u> （3）～（4）（省略） （B）～（C）（省略） （省略）</p> <p><u>号の解説</u> 4802.20 写真感光紙の原料に使用する種類の紙及び板紙とは、この類の注5によるほか、通常、ぼろパルプ（Rag pulp）から成る紙若しくは板紙又はぼろパルプを含有する上級の紙若しくは板紙であって、異質物（特に鉄又は銅のような金属）を完全に除去したものをいう。 （削除）</p>	<p>48.02 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙</p> <p>（省略） <u>4802.30 - カーボン原紙</u> （省略）</p> <p>この項には、この類の注5の規定により、手すきの紙及び板紙のほか、次の物品を含む。</p> <p>（A）原紙。例えば、次のようなものがある。</p> <p>（1）（省略） （2）<u>カーボン原紙（ワンタイムカーボン紙その他のカーボン紙用のもの）</u> （3）～（4）（省略） （B）～（C）（省略） （省略）</p> <p><u>号の解説</u> 4802.20 写真感光紙の原料に使用する種類の紙及び板紙とは、この類の注5によるほか、通常、ぼろパルプ（Rag pulp）から成る紙若しくは板紙又はぼろパルプを含有する上級の紙若しくは板紙であって、異質物（特に鉄又は銅のような金属）を完全に除去したものをいう。 <u>4802.30 カーボン原紙とは、この類の注5によるほか、薄くて引き裂きにくい紙で、用途により1平方メートルにつき9グラムから70グラムの重量である。</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>48.09 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（臘写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） (削除)</p> <p>4809.20 - セルフコピーペーパー</p> <p>4809.90 - その他のもの</p> <p>（省略）</p>	<p>48.09 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（臘写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） <u>4809.10 - カーボン紙その他これに類する複写紙</u></p> <p>4809.20 - セルフコピーペーパー</p> <p>4809.90 - その他のもの</p> <p>（省略）</p>
<p>48.10 紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</p> <p>（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (g) （省略）</p> <p>(h) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく <u>（主として第14部又は第15部に属する。）</u></p> <p>（省略）</p>	<p>48.10 紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</p> <p>（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (g) （省略）</p> <p>(h) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく <u>（15部）</u></p> <p>（省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスベーパー</p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p>4814.90 - その他のもの</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (b) (省 略)</p> <p>(c) 壁面被覆材に類する物品であるが、重く、かつ、堅い構造をしており、 例えば、板紙のベースと一層のプラスチックとから成っており、通常、幅 の広い(例えば、183センチメートル)ロール状で提示され、床敷き及び壁 面被覆材の両方に使用されるもの(<u>主として48.11</u>)</p> <p>(d) ~ (f) (省 略)</p>	<p>48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスベーパー</p> <p>(省 略)</p> <p><u>4814.30 - 壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆った紙から成 るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織ってある かないかを問わない。)</u></p> <p>4814.90 - その他のもの</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (b) (省 略)</p> <p>(c) 壁面被覆材に類する物品であるが、重く、かつ、堅い構造をしており、 例えば、板紙のベースと一層のプラスチックとから成っており、通常、幅 の広い(例えば、183センチメートル)ロール状で提示され、床敷き及び壁 面被覆材の両方に使用されるもの(<u>48.15</u>)</p> <p>(d) ~ (f) (省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p><u>48.15 紙又は板紙をもととした床敷き (特定の大きさに切ってあるかないかを問わない。)</u></p> <p>この項には、紙又は板紙 (多くの場合フェルトペーパー) をもととした床敷きを含む。これらは、時にはアスファルト、ビチューメンその他これらに類する物質を染み込ませたものがある。このベースには、各種の材料 (例えば、リノリウムコンパウンド、油、炭酸カルシウム混合物、バラタコンパウンド) が塗布されている。これらは、全体を合成又はその他の顔料で厚く一色に着色し、大理石模様を入れ、各種図案を印刷し又は異なった色を塗布することによって図案が象眼される。</p> <p>床敷きには、各種の大きさのロール状又はマット (スプラッシュマットを含む。) 若しくは床タイルとして使用するのに適する長さ若しくはテーブルを覆うのに適する長さに切断した状態で提示されるものがある。</p> <p>この項には、この類の物品に類似した床敷きであっても、紡織用繊維で裏張りしたもの (例えば、リノリウム) は含まない (59.04)。</p> <p>この項には、更に、ベース又は裏張りのない床敷きは含まれない。これらは、その構成する材料によりその所属を決定する (39類、40類、45類等)。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>48.16 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかを問わない。） (削除)</p> <p>4816.20 - セルフコピーペーパー (削除)</p> <p>4816.90 - その他のもの (省略)</p>	<p>48.16 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかを問わない。） <u>4816.10 - カーボン紙その他これに類する複写紙</u> 4816.20 - セルフコピーペーパー <u>4816.30 - 謄写版原紙</u> 4816.90 - その他のもの (省略)</p>
<p>48.23 その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 (削除)</p> <p>(省略) <u>- 紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品</u> <u>4823.61 - - 竹製のもの</u> <u>4823.69 - - その他のもの</u> (省略) (省略)</p>	<p>48.23 その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 <u>- 粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）</u> <u>4823.12 - - セルフアドヒーネンのもの</u> <u>4823.19 - - その他のもの</u> (省略) <u>4823.60 - 紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品</u> (省略) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(d) (省略)</p> <p><u>(e) 第85類注4で規定する印刷した「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグ（電気式のものを含む。）を含む）</u></p> <p><u>(f) (省略)</u></p> <p><u>(g) (省略)</u></p> <p><u>(h) (省略)</u></p>	<p>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(d) (省略)</p> <p><u>(e) 印刷した磁気カード（磁気ストライプを組み込んだものに限る。）（85.23又は85.24）</u></p> <p><u>(f) 集積回路を自蔵する印刷したカード（スマートカード）（85.42）及び印刷したプロキシミティカード又はプロキシミティタグ（85.43）。これらの物品は、磁気ストライプを組み込んだ物もあれば、組み込んでない物もある。</u></p> <p><u>(g) (省略)</u></p> <p><u>(h) (省略)</u></p> <p><u>(i) (省略)</u></p>